

総会議事録（第8回）

1 開催日時 令和3年11月25日（木）14時00分～

2 開催場所 コミュニティセンター大会議室

3 出席委員（32名）

○農業委員（15名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 10番 松下 善光

13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 16番 川本 康代

17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明

6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之

10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎

14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂

19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（3名）

9番 朝長 洋子 12番 高見 健

15番 寺坂 哲郎

○農地利用最適化推進委員（2名）

2番 平山 清孝 16番 野田 善則

- 5 議 題
- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第5号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
 - 第7号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
 - 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規程による通知報告の件
 - 報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
 - 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 平地 俊夫
課長補佐 西浦 公治
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第8回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

9番農業委員、12番農業委員、15番農業委員、2番推進委員、16番推進委員から欠席の届出がっております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、1番農業委員、10番農業委員にお願いします。

4 議事

○議長

それでは、1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番萱瀬、原町の農地、地目田、合計面積1,632㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため取得するものであります。誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り500kgの収穫見込みとなっております。なお、農地取得のための下限面積は満たしております。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま、事務局から説明されたとおりです。所有権移転で引き続き水田を耕作されるということで、問題はないと思って見てまいりました。以上でございます。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番萱瀬は許可することとします。

お諮りします。次に2番松原を議題としますが、本議案は3番松原と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番松原、3番松原は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番松原、野岳町の農地、地目 畑 現況は田、面積170㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

3番松原、野岳町の農地、地目 畑 現況は田、面積167㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本2件は、地籍調査に伴い筆界が確定したため、双方の経営効率化を図り、農地利用の実態に合うように農地を交換するものです。誓約書によると、2番、3番とも水稻を栽培する計画で、反当り420kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2番、3番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいまの事務局から説明があった通りでございます。23日に委員で現地の方、見に行きました。譲受人、譲渡人、双方の交換ということで、どういうことかなということで、思っておりましたけれどもちょうど、現地に行く途中に、近くに当人がおられまして、話をお伺いしますと、数年前に、基盤整備を10数枚あったものを2枚と、農道を整備したということで、そうされておりますけれども書類上の手続きをされてなくて、その中に、農地をそれぞれ譲受人、譲渡人がしたということで水稻の作付をされておられました。

数年前の、地籍調査があったわけで、その時に指摘を受けて、今回の申請になったと思います。この所有権の移転の許可をですね、双方の交換による1枚ごとの名義と効率化を考えられておられるようです。そういうことでご審議の方、よろしく願いいたします。

○議長

2番松原、3番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番松原及び3番松原は許可することとします。

次に、2ページ、第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番竹松、鬼橋町の農地、地目田、面積763㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が資材置場及び駐車場建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。被害防除計画では、盛土0.2mとなっています。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、東側と西側に隣接する農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今事務局が説明された通りでございますけども、この地図の周辺の農地は、水田でございます。その北側、南側は用水路が走っております。用水路でございますので水田の用水路です。その相中に資材置き場を作ると。盛土20センチと言われてますけど、そのすぐ下の水田に段差が20センチしかないんですよ。もし盛土したら、雨水は自然流水になっておりますので、そのまま下に、雨水が流れてこんでしまう。資材ですので、問題ないかと思うんですけども、心配なのはやはり、その資材自体が油污れ等があって、用水路にまた、水田の方に流れ込んでいけば、ちょっと問題だなと。許可するためには、排水対策をきちっと徹底していただいた評価ということになってくるんじゃないかなと思うところがございます。以上です。

○委員

一応ですね本人にそういう問題があるよってというのは、ちょっと話したんですよ。そして、本人が土木業というのもあるからですね、一応下の田んぼには排水とか行かないように考えますってことで、責任もってやりますってことだったんですよ。一応本人はそういうふうに言っていました。よろしくをお願いします。

○議長

1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番竹松は許可相当とします。

続いて、3ページ第3号議案「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、中岳町の農地、地目 田 現況は田と宅地、合計面積2,080㎡、計画変更後の転用面積921㎡、転用者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が平成5年10月26日に転用の許可を受け、自己住宅及び廃材・廃土置場を建設する計画でしたが、相続人である今回転用者は、建設業を行っていないため、廃材・廃土置場を取りやめ、自己住宅用地以外はそのまま農地として利用するというもので、計画変更申請書を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。周辺には南側と西側に農地があります。雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置となっています。資金については、発生しないとなっております。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

これですね。なかなか難しいですね。家は建っていて、そして、何かこの宅地の横が、よその人が買ってるって言ってですね。〇〇さんが。このところに廃材置き場を作る。分からないんですよね。見に行ったんですが。家は建てたわけですよ。本人がいなかったものから。それで、理解に苦しみます。

○委員

あのですね、現地に行ったんですけども、私も説明が自分でできないので、ちょっとという気持ちがあったんですけど、実はその下も〇〇さんが耕作してるんですね。作ってあって、〇〇さんの申請になってるんですけど、〇〇さんが戻ってこられると思ってこの文章から見て思ったんですよ。しかし、現実には違う人が住んでられたんですよ。本当は聞きたか

ったんですけど、この申請の関係者がおられなかったものですから、どういうふうに説明したらいいのかなと思って見てきました。申請自体は前の計画変更だからですね、全然問題はないんですけど。ちょっと、どう説明したらいいのかちょっとなってきました。よかったら事務局の方から説明をお願いしたいです。

○事務局

事務局の方から説明させていただきます。こちらが、先ほど説明があった通り、前、〇〇さんの方で、家を建てて、残りのところを資材置き場にするということで転用が出ていたんですけども、今回は、〇〇さんの方で、資材置き場を農地のまま使っていて、今後も農地として使うことで計画変更なんですけども、この残った農地については、〇〇さんが耕作するわけではなくて、他の方に3条で今後売る予定ということで、この転用の計画変更してきちんと農地にするということで申請を出していただいています。

この農地についても今後、3条で買うっていう方から確約書の方いただいて、今後その3条で申請をされる予定となっています。以上です。

○議長

ただいまの説明でお判りでしょうか。1番萱瀬につきまして、何かご意見ご質問ありませんでしょうか。

○委員

〇〇さんが帰ってこられて、ここに住まわれると思ったんですよ。しかし、現実には違う人が、今度住まわれるような感じの話があったんですよ。この農地に戻すこと自体は全然問題ないですよ。中間をですね、省いて〇〇さんがされてるのちょっと疑問を感じたんですよ。あの辺りはかなり〇〇さんが作られるんですよ。ひょっとしたら、事務局がちゃんとそこまで知ってこの受け付けをされたのかなってちょっと思うところがあったんですよ。だから、どういう説明をしたら皆様納得されるかなと思ったから事務局の方に説明をお願いしたわけでございます。

○議長

私も行きまして、ちょっと今のままでは分かりにくいと思いますけども、これはもう宅地で、平成5年に転用してあるところで問題ないわけですよ。ですから、ここに違う人が住んでおられますけども、これはもう一応転用済みですので、違う人は、それでいいと思うんですけども。

今、〇〇さんうんぬんというのは、去年だったですかね、この〇〇さんのこれ全部水田になってるわけですけども、これは〇〇さんという方が、売買、所有権移転をされておるわけで、それで、今話があったのは、そのうちの1つの筆が、もうこれだけが3枚で一つの筆になっておりまして、ここに小さく書いてありますけども、分筆予定って書いてあるんですよ。それで、本来ならもう、昨年、所有権移転の承認を農業委員会でしているのだから〇〇さんという方の所有になるはずなんですけども、まだ登記がなされていないということです。

今回あるのはこの、3枚の筆の中で、これだけをですね、以前、資材置き場にということ
で平成5年に許可を受けたものを、また農地に戻すというようなこと。それから、これも
転用してあったわけですが、これも農地に戻すというようなことで、みかんとかビワと
か、植えてありますので、これは問題ないわけですが、ここらへんを今説明の中で分か
りにくいといわれるのは、登記をしていないものだからどうなってるのかというよう
なことで、そこら辺をちょっと事務局、わかりますかね。

○事務局

事務局の方から説明させていただきます。ここに3つ筆があるものが、もともと平成5
年の申請時では、一つの筆にになっていたんですけどもそこが分筆されて3筆になっ
ております。その3筆になるときに、計測をした時に面積の相違があって、面積が増
えていて、変更になってますので、もしかしたらその時に、左側の農地の面積が増
えてるのかもしれないんですけどちょっとそこは、うちではわからないんですけども、
今回の申請はあくまでもその借地の部分と、農地になってる部分は農地として使
うように変更するということです。その農地の部分については、3条で〇〇さんが
買う予定ということで、確約をいただいでいて、後々は〇〇さんが買われる予定
とのことです。

○委員

ちょっと質問いいですか。名義変更をしていなかったからこういう〇〇さんの申
請になってるんですね。しかし現在はその、変更された時点で、こういうのを進め
ると問題があったんですかね。悩んだところはそこなんです。

○事務局

名義変更がされていないというのがちょっとわからないんですけども、今回申請
があったところは、〇〇さんの土地になっていて、その農地の部分について、〇〇
さんが作ってるという話もあってるんですけど、ちょっとそこうちでは把握して
なくてあくまでも、〇〇さんが、このもともと一つだった筆の農地が、今の3
筆に分筆されてますけども、その部分を計画変更ということで今回申請を出して
いただいでいます。

○委員

〇〇さんと〇〇さんはどんな関係なんですか。申請されたのが〇〇さんで、最
初、それから、亡くなって、もともと3筆が宅地になってるわけですね。それが
もう相続したら、家が建ってる所だけ宅地で、あとは農地に戻したいという
ことで、それは可能なんですか。

単純に考えるとそういうことですよ。宅地に一回許可になったのが、また何
年かして、また農地に戻してが可能だということなんだろうと思います。名前
がどうであれですね。そういうことで、一般的に今から先、こういうところ
があると思うんですけど、それが、許可になって、そして相続してそこしか
作らない。すぐ宅地化してないのも、問題であろうかと思いますがそれは
ちょっと置いておいて、それが可能なんですかというだけの話だろうと思

ます。

○議長

〇〇さんと〇〇さんは、おじいさんとお孫さんっていう関係です。〇〇さんはすでに他界をされております。娘さんとその子供の〇〇さんが、この住所にありますように、竹松の方に引っ越して、それで空き家になってたわけですけども、この前現地調査に行ったら、別の人がもうそこに住んでおられたというようなことです。

○委員

相続はしてあるんですか。

○事務局

この土地についてはすでに〇〇さんの方に相続はされてます。

○委員

娘さんがおるのに、孫にはできないでしょ。

○事務局

ちょっと相続できないというのが、どういう話か分からないですけども、台帳上では、〇〇さんの方に登記が終わって所有者が〇〇さんということになっています。

○委員

通常何もなかったら、孫にはできないはずですから、ちゃんとしてあるんでしょう。

○委員

今、質問があった宅地を農地に戻せるかって答えはどうなるんですか。

○事務局

宅地にはなってないんですけども、登記は今、田のままになっておりまして、今回、戻すっていうのは、計画が宅地と資材置き場っていうことだったんですけど、資材置き場だった部分を農地にするっていうことであれば、戻すというか、ずっと農地として使っていたので、計画変更して、資材置き場っていう計画をなくして、農地のまま使うということなので、あくまでもここはもう農地のままだったので、宅地に一回なって、農地に戻すということではないですね。

○委員

よく、畑とか田とか介在畑とか介在田とかあるでしょ。それは一回申請をしてある部分の農地なんですよ。一筆調査の時に介在畑とか、介在田とか、介在という、うちの西大村地区にも結構あるんですけども、それでも地目をそのまま田にしてたら宅地じゃないから田の

ままなんです。登記上はですね。だから、登記の分をそのまま登記上のまま使うということとはできるんです。だから、これをもし宅地に登記を変更してしまっただら、ものすごくややこしいことに多分、委員が言われた通り、元に戻すにはかなりかかると思うんですけど。

○委員

そしたら5条も何もいらんないじゃない。登記をしてなくても、4条で申請したらもうそれは宅地並みの。

○委員

だから宅地並みの課税のはずです。

○委員

建てられないで田になってるところを田に戻して税金を安くするための、田にされるされるんですかということで、単純な問題ですよ。相続がどうこうでなく。許可があったやつを宅地にしていって許可したんでしょ。農業委員会が何年か前に。そして必要な分だけそのままにして、残った後がもういらなくなったから、また元に戻せるんですかという、単純に相続とか抜きにして、ただ、本人が3筆持っていて、5年ぐらい前にこうして、全部埋めようと思ったんだけど、そのままにして、必要な分以外は元にもどします、それがこの委員会でできるんですかということを知りたい。単純ですよ、単純に。子供が相続どうのこうでなくて、それができれば、名前がどうであれ。この人は農業者ですか。

○事務局

課税については、あくまでも税務課のほうで課税地目を決めてるんですが、この土地については、分筆をされたのが今年に入ってからなんですけども、分筆をされる前は宅地の部分と田の部分と同じ筆なんですけども、課税の評価を、分割評価をして、しているようです。宅地になったとしても農地に戻せるかという話なんですけども、それはもう現況農地として使っていてその農地ということであればその農地に戻すことは、1回農地以外にしたものを開墾したってことなので農地に戻すことは可能です。この方、〇〇さんは農業者ではないです。もう、農地を持たれてないです。

○委員

一回許可したやつを、簡単に農地に戻されればですよ、一般の人が、業者じゃない人が、例えば家を作るっていう形で転用して、取得してそして、そこを農地として使う、使うんです。それじゃ、農業者じゃない人が農地を求められるっていうこともできるわけですよ。そういうふうな言い方をされればですね。そこらへんがどのように思ってるんですかね。それとですよ、3筆ありますよね。面積が2080㎡になってますけど、全体面積が921㎡ってなってますよね。これどういうことですかね。そして、住宅が建ってるところが面積が何㎡あるのか、そこが、書いてないですよ。そして何か聞いたら違う人が住んで

いたと、それを借家として貸したということですかね。そこら辺の調査はどうなってるんですかね。

○事務局

まず一つ目がですね、転用で取得したあと農地に戻せるんじゃないかという話なんですけども、この方は4条、ご本人が自分の土地をってということなんですけども、農業者でない人が転用で取得するのは5条になります。転用はきちんと計画があつての取得になるので、その通りにしなければ転用の申請の違反になるので、そこは計画通りにするか、ちゃんとしないのであれば、転用の取消しなり適切な処理をしないといけないので、農業者じゃない人が転用で取得したところを農地にまた戻すってということは違反になるのでできません。全体の面積と転用の面積の違いは、全体面積は全体の面積なんですけども、転用面積は真ん中の宅地の筆が921㎡が真ん中の筆で、〇〇番地の面積になってます。宅地の面積が921㎡で、個人住宅として転用するときは、約500㎡以内ということで、転用の要件があるんですけども、こちらの方がのり面とかになつてる部分がありまして、その部分を差し引いた面積、有効な宅地用面積が459.65㎡ということで申請書をいただいております。

○委員

我々は農地を守らないといけないわけでしょ。だから、保留をしてもらってびしゃっとしてもらって、と思います。

○議長

1番萱瀬について、一応保留にして、それから〇〇さんとよく事情をよく聞いてから来月の総会にかけるようにしたいと思います。よろしくお願いします。

< 保留 >

○議長

続いて、4ページ、第4号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。お諮りします。1番大村は、7ページ第5号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、1番大村、第5号議案1番大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、久原2丁目の農地、地目 畑 現況は雑種地及び私道、合計面積843㎡、併用地を含めた全体面積は1,225.66㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、当初転用者が平成20年12月19日に転用の許可を受け、店舗等の駐車場を建設する予定でしたが、店舗等の開発計画が中止となったため、転用を実行することができなくなりました。今回、譲受人が分譲宅地4区画を建設するというので、1番大村で転用申請と、第5号議案1番大村で計画変更申請書を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、被害防除は切土1.0mとなっています。周辺に隣接する農地はありません。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、1番及び第5号議案1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは当初は先ほど言われたように貸駐車場の予定にされていたんですけど、開発が頓挫して現在は空き地になっている。それで計画を変更されて宅地分譲に変更されてます。周囲は申請当初とほとんど変わってなくて、道路と、北側は山です。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長

1番大村及び第5号議案1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は、許可相当とし、第5号議案1番大村については承認相当とします。

続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、水計町の農地、地目 畑、面積 311㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が造園資材置場と通路を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

公民館から入ったところなんですけども、右上に宅地がありまして、それから、入って、行くんですけども、その脇に水路があります。井手の組合もありまして、水路が宅地の下に回ってる状況ですので、どっから入るのかという、接続道路の方法ですね。私有地約70mを通行しなければならないが、通行等承諾書により双方合意していると文書にありまして、利用の計画が人力搬入により仮植え及び借置きを行うということで、人力でどこから入るのかなと。いがありますので、井手をわたっていかないと入れません。そこら辺が、地元の農業者にとってはちょっと、こんなところ入ってもらってのはどうなのかと疑問が生じまして。取付道路の方法がちょっとわかりませんので、水利組合の方も、相談が来ておりませんので、そこら辺を確認した上で、承諾をしたいなと、現地を見て参りました審議をよろしくお願いします。

○議長

今の件について事務局。

○事務局

進入路についてですけども、北側の宅地となっているところが今は空き家になっているんですけども、この上の方からこのうちに入るための道があるんですけども、ここから申請地に行くための水路をわたる形で石でできた橋がありまして、進入路になっております。この宅地含めこの私道を通らせていただくということで、この申請者さんが承諾書の方をいただいております、ここを通過して搬入をすると伺っています。

○委員

はい。わかりました。先ほど示された宅地が譲り渡し人の土地で、住宅は住んでないことで、そこを使われるんだったら、その水路を渡って、申請地を利用するっていうことは可能ですけども、水利組合の方で渡っていく支障がないように、付け加えてもらったら思っております。

○事務局

渡るときに支障がないようにということで申請者の方に伝えます。

○委員

今、所有者は宅地の方を利用してもらう。ということでございましたけれども、例えば、今の所有者の方が、別の方に宅地を売られたとする場合は、どこから入るんですか。そういうケースも出てくるでしょう。今のところは了承されてても、所有権がないところを、通路として使うことはできないでしょ。ここ完全な袋小路なんですよね。だから、そこらへんはどうお考えかなと思ひまして。将来的なものを考えたらどうなるんですか。

○事務局

通行承諾書の方では、その旨記載はないんですが、申請代理人の方との話では、今後、宅地を売った時も他の所有者になっても、通らせてもらうようなことで考えてるってことだったんですけども、そのあたりは、申請代理の方はそのまま変わらず通れるようにするっていうふうなことで話を聞いております。

○委員

用水路の上を道路として使用するということが進んでるということですね。水路にセメントの道路ふたをされてしまうと。地元の人水路を使う人の話はまだできとらんとでしょう。それをきちっとできてからでないと許可しないと、水路を使う人が大変困るんじゃないかと思ひます。例えば、セメントで石を埋めてしまうと、掃除が不可能になってしまう。そのあたりもちゃんと話し合いができて、取り外しができて、掃除ができるというふうな、そういったのを、ちゃんと話をした上で提出されたほうが、私は地元のものじゃないですけど、その水路という言葉は聞いただけで、そのあたりの整理をきちんとされたらと思ひます。

○事務局

水路のところは、特に何か手を加えるわけではなく、今も水路の上に石で橋のようなものが、人が渡れるような状態になっているところをそのまま通られて、この土地についても造成をするわけではなく、土の上に鉢とか、木を仮置するようなことです。水路のところについても、何か工事したりするわけではなく、そのまま通られるということになります。

○委員

今、僕が言ったのはそういう問題じゃなくて、水利の人たちに、そういったことをちゃんと道路としてするように、話がちゃんとつけてあるのかどうかということの意味ですよ。人間が通るぐらいだったら1メートルぐらいあればいいでしょうけど、それじゃ車は通らないでしょ。私が言うのは、許可をするときに、水路の権利者とちゃんと話ができるかどうかということ。趣旨がちょっと違う。今のご答弁は。

○事務局

すいません。説明をしておさせていただきます。被害防除計画書の方で、こちらの造園用の植木等の資材を人力運搬により運び込むということでいただいておりますので、車等で乗り入れってということはないということです。通行の承諾をもらっている宅地のところまで車で乗

り入れをして、そこから人力で運ぶということなので、この水路のところを車で通るということはないということです。

○委員

見てきたんですけども、一枚岩の通路が乗せてあったものですから、人力で運ぶということではできると思いますが、ここには造園資材とか、倉庫を作るようなことはないですか。そしたら運搬車両関係は通らないんですよね。一枚岩ですから。人は歩けますけど。そういうことで、水路の許可を出した上での許可にしたほうが、後々いいんじゃないかなと思いますけれども。

○事務局

この土地については物置を建てたり、土地の造成も計画されておらず、このまま利用するというので、今の状態で、植木とかの仮置きを行うということでお話を伺っております。

○委員

今までの中で話の流れで、もう通路のことは、人力で運ぶと。宅地まで車で入れて、人力で運ぶから問題ないと。現地は、建物を建てないで植木とか、鉢とか置くだけで現状のまま使うということですので、地元の農業委員で関係するのは水路だけでございます。あと支障が出たら困るっていうのは、水路の問題ですので、それを付け加えてもらって条件つきでお願いしたいと思います。

○議長

今、水路の方をきちんとするというので、譲受人にそのあたりを条件付で言うということですけども、それでよろしいでしょうかね。議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場1丁目の農地、地目 畑、面積 380㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地4区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3～0.9m、切土0.1～1.1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいまの事務局からの説明のとおりです。申請地の隣接農地は無く、そして他にも問題点は生じないと考えて皆さん一致しました。皆様の審議をお願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積 1,558㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地6区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.16～0.68m、切土0.29～2.86m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

右側の、畑となっておりますけども、この畑は元地主の方の畑がありまして、周囲には何ら支障もないかなと思って見てきました。皆さんご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて5番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積 340㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地1区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に隣接農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

周りはほとんど宅地が開発されているところでございます。南側の道ってありますけれども、その入口の方が若干狭いかなと思ったんですけども、垣根の部分も、譲渡人の土地だそうですので、これだったら十分に申請は問題ないなと思いました。公共下水も通ってますので、何ら問題ないと見て参りました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて6番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番萱瀬、田下町の農地、地目 田、面積 430㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が施設用駐車場を増設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「既存施設の拡張」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.15m、碎石で舗装し、側溝を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、6番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほど説明がありましたようにその横に、老人ホームが建ってるんですね。大きいのが。駐車場が足りないということで申請をされました。それで、家がですね、南の方に2軒建っていて、東側に田んぼがある。西の方はもう道路です。別に田んぼ関係、水路関係も問題がないと見てきました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

6番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番萱瀬は、許可相当とします。

続いて7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、宮小路3丁目の農地、地目 畑、合計面積 1,526㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地5区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.66～0.95m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には北側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、提出されている図面を見ますと、すべて宅地ですね。北側の宅地が、地権者ということで、東も公道、西側も公道ですね。北側にちょっと畑と書いてありますけども、ここがですね、500㎡ぐらいあるかと思えますけども、家庭菜園をされているみたいで、本格的な農業をされてるようには見えなかったです。後、すべて宅地なんで、問題はないだろうということで、見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて5ページ8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、富の原2丁目の農地、地目 田、面積 965㎡、併用地を含めた全体面積は1,932㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が集合住宅2棟及び居住者用駐車場を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、富の原の、工場がいっぱいできてるとこなんですけども。右側の方にニンジン畑があって、下の方が海なんですけども、それで今度はその申請地と併用地を合わせてそこに、アパートを計画してあるようです。併用地と宅地の間のところは、U字溝を埋めて通路になっております。右の方の農地から雨水が流れてきた時には、その下のU字溝に入るようになってますけど、今は泥をかぶってふさいでるような感じになってますけども。それと、下水道に関しては、左の道の方に公共下水道とかすべて通っておりますので、何も問題はないと思って見て参りました。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて9番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番福重、沖田町の農地、地目 田と畑、合計面積 3,625㎡のうち2,808.73㎡、併用地を含めた全体面積は2,988.46㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地11区画及を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.54～1.1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、東側、西側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、9番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、集合住宅ですね。この排水用の水路がですね、もう周りはほとんど宅地になっ
て西側の宅地っていうのもどんどん売れて、家が建っていますけども、ここが今きれいな田
の状態、一番北側にある田が少し荒れて、今、耕作してないような状態です。この排水関
係の水路は、左側に流れるようになってます。ここが、大きな道路からの雨水の排水を流す
ために、二段階に水路側溝ができてます。その手前の赤い方に一応雨水とか排水が流れるよ
うになっていますけども、その排水の浅い方から、結局は10メートルぐらい西側に流れて
いって、深いほうに合流を水路自体するようになってますので、心配がない状況だろうと思
っています。東側の田んぼにも、影響はないかと思って見て参りました。皆様のご審議よろ
しくお願いいたします。

○議長

9番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、9番福重は、許可相当と
します。

続いて10番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番福重、寿古町の農地、地目 田と畑、合計面積 2,089㎡、譲渡人及び譲受人
は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建売分譲宅地8区画及び道路を建

設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3～1.0m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には東側と道路を挟んで北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、10番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、確認に行きましたところ、もうこれは宅地ばかりになってしまって、周りも北側に、農地があるぐらいで、日当たりも何も問題がないと思って見てきました。皆さんご審議よろしくお願いします。

○議長

10番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、10番福重は、許可相当とします。

続いて11番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番福重、今富町の農地、地目 田 現況は畑、面積 1,650㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建築条件付き住宅地5区画及び位置指定道路を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には南側と西側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、11番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

いま、事務局からあった通りです。ここは多分ナシ園でございます。で、果樹園の持ち主

と現地確認の時にちょうど剪定作業をされてましたので、お会いしてですね、話をして参りました。ナシですので時期的にはスピードスプレーヤーの防除で駆除をされるということで、不動産屋さんと、前もって、駆除する時にはこういう薬剤散布がありますよというのを売買の時には説明をするということを聞いておりますので、隣接地のナシ園の人も納得をしたということでございます。皆さん、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

11番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、11番福重は、許可相当とします。

続いて6ページ、12番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番福重、福重町の農地、地目 畑、合計面積 2,442㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建築条件付き宅地7区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土2.8m、擁壁を設け、緩衝地を設けてなっています。雨水排水は既存側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、12番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地の南側に道路がありまして、その脇に、大きな水路が通ってますので、それは周辺には住宅地はありますけれども、何ら問題ないと思って見てきました。皆様、審議をお願いいたします。

○議長

12番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、12番福重は、許可相当とします。

次に、8ページ第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。1番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」、1番福重 皆同町の農地、地目 田、面積1,012㎡、売渡申込者及び買受申込者は、記載のとおりです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地です。権利の内容は、議案書記載のとおりです。

申出書によると、水稻を栽培する計画となっています。買受申込者は、認定農業者であり、水稻40a、果樹138aを耕作、年間300日農業に従事しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、1番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明がありました。その近くで、農業はされておりますので、認定農業者でございます。多分図面の上の農地も〇〇さんの農地じゃなかったかなと思っておりますので、何ら問題はないと思っておりますので、審議よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、1番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番福重は、承認することとします。

続いて、9ページ、第7号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積1,754㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積3, 141㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番福重、寿古町の農地、地目 田、面積2, 228㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第7号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第7号議案は、承認することとします。

それでは次に、10ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番福重今富町の農地、地目 田、面積4, 49㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番福重 今富町の農地、地目 田、合計面積3, 087㎡です。貸貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

それでは次に、11ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の

合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番福重、今富町の農地、地目 田、面積4,49㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積3,087㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

続いて、12ページ、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

○議長

先月の総会で、農地中間管理事業の配分計画の件で、質問があった件で農林水産振興課担当職員に説明をいただきます。よろしくお願いします。

○農林水産振興課担当職員

先月10月27日の総会におきまして、ご質問がございました農地中間管理事業の耕作者

の選定に関わる部分についての説明をさせていただきたいと思います。まず、農地を持っていない農業者ではないかというふうな指摘もございまして、あと、農業経験がというところが一つ問題になっておったかと思うんですけれども、岩松町の樹園地並びに畑の方を今回、配分で耕作をするという予定の農業者につきましては、40年近くの農業組織におきまして、指導業務に当たられて、農家との接触並びに農家出身ということで、農業経験をもっておられるという判断をさせていただいております。それから、農林水産振興課におきまして、今後の営農計画ということで、計画書の提出をいただいた上で配分計画の受け手としての選定をさせていただいたというところでございます。簡単ですけど以上です。ただいまの報告につきまして、何かありますでしょうか。

○議長

それでは、ただ今の説明について、何かご質問等はありませんか。

○委員

ちょっとお伺いしたいんですけど、農業者っていうのはですよ、どこがどういうふうにして、農業者に認定するわけですか。その辺ちょっとまだ私はっきりわからないんですけど、農林でやるんですかそれともどこか別の組織でやるんですか。事務局。

○事務局

農業委員会としては、農地を持っている方が、農業者というふうなことで判断しなければいけないのかなと考えています。

○委員

だから農業委員会で、農業者として判断が判定するわけですか。

○事務局

そこは農林の方と話をしながら決めていかなきゃいけないのかなというのはありますけれども、農業委員会として判断する場合には、農地の有無が判断材料になってくるのかなと、そういう話になります。

○委員

以前、農業者として申請された方がいたんですよ。その時には地元だったので、一緒に立ち会って、みんなが来て、判断するということがあったんですよ。現場を見て。で、その時は却下したんですよ。ちょっと駄目だということで。今回は何もそういうのがなくて、農林水産振興課だけで許可しましたということだったんですけども、農業委員会として何か、わかってるのかなと思ってですね。それをちょっとお伺いしたい。これが良い悪いじゃなくて、一応作ってもらえることは非常にいいことなんですけど、やっぱり決まりとして、農業者というのははっきり、農業委員会でも、どういう場合に、どういう手続きをとって農業者として指定したというのは、知っとかないいけないことじゃないかと思うんですよ。

○事務局

これは、農業委員さんたちに、事前にお知らせするという経過が抜けておったということで、営農計画も出していただいておりますね、それを、本来農業委員の方にですね、事前に見ていただいて、それがOKかどうかというのは見ていただかなければいけないというところの経過が抜けていたと。そこは今回ありましたので、事後でありますけれども、委員さんの方に、資料配付させていただきます、こういった営農計画が出ていますということで、報告をさせていただきます。

○委員

あとはあれが結局抜けてて、配られたということで。あれを配られた、意味もちょっとわからなかったのですね。それを最終的には農業委員会で指定するってことでいいんですね。

○事務局

お互いにということでいいと思うんですけど、農業委員会としては営農計画を確認していただいて最終的に判断します。

○議長

それでは、先ほど萱瀬の計画変更の件につきまして、再度審議をお願いしたいというようなことで、事務局の方から申し出がっておりますので、再度説明をお願いしたいと思います。

○事務局

説明をさせていただきます。先ほど、平成5年に許可が出ていたところを3筆に分筆されて、今回変更申請が出てくるんですけども、家が建ってるところについては、当時の平成5年の許可の通り建てられてるということで、そこに本人以外の方が住まわれてるとしても、そこは特に宅地として建ってるので問題はないのかなということ。あと、他の3筆分筆されたうちの家が建ってないところ。平成5年の申請時に資材置き場として許可がでたところなんですけど、ここに関しては、ちょっと説明がうまく伝わらなかったのかもしれないんですけど、ここは、資材置き場として使われたことはなくて、ここは申請時からずっと農地として残っていたところなんです。なので、ここについては、申請当時からずっと農地のままだったところなんです。平成5年に資材置き場ということで許可が出たんですけども、計画を変更するってことで今回申請が出ております。

また、ここは〇〇さんが前、買われたんじゃないかっていう話だったんですけども、事務局の方で調べてきたら、〇〇さんが、令和元年12月に3条の申請で買われたところが、今回の変更の申請地の南側の方に、計3筆だったんですけど、そちらの方を、3条で購入をされてる分がありました。なので、今回の申請地とは関係のないところですね。今回の申請地についてはずっと〇〇さんの所有となっておりますので、今回その〇〇さんが最初申請を平成5年に出された分を、〇〇さんが今回変更ということで、申請を出されているということに

なります。ちょっとそのことをもう1回説明をさせていただいたのを踏まえて、ご審議の方をお願いしたいと思います。1回申請の許可が出てる所を農地に戻すことについてですが、県の方にも資料をお渡しして確認し問題ないかということで聞いておりまして、県の方で計画変更をすることで、農地に戻すという取り扱いが妥当だろうということで、県の方にも相談してこのようにしております。

○議長

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

○委員

大体、わかったような気がします。その人は相続人なんですね。相続人が取り下げる。取り下げたら相続人の名前で全部名義変更を相続としないといけないんじゃないですかね。同時に。

○事務局

今、この土地3筆については、〇〇さんの名義にすでに相続登記がされておりまして、計画の変更ということで、この3筆を、宅地と資材置き場となっていた許可を、宅地だけにして、残りを農地として使う計画に変更するとなっています。

○議長

他の委員さん、何かありますでしょうか。異議なしということが出ておりますが、反対の方は挙手をお願いしたいと思います。無いようでしたが、承認をするということにいたしたいと思います。

○会長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。